建設工事等における情報共有システムの活用に係る運用マニュアル 平成29年8月1日 県土整備部技術企画課

(趣旨)

第1 このマニュアルは、建設工事等における情報共有システム活用試行要領(平成29年8月1日県土整備部技術企画課定め。以下「試行要領」という。)を補完するものである。

(情報共有システム)

- 第2 本試行において使用できる情報共有システムは、国土交通省のホームページ(※) に掲載されているASPベンダーのものとする。
 - * http://www.cals-ed.go.jp/jouhoukyouyuu_taiou/

2 利用環境

(1) 通信回線の確認

現場代理人及び監理技術者、主任技術者(以下「現場代理人等」という。)は、現場事務所におけるADSLや光ファイバ、高速モバイル回線などの通信速度、実効速度などを確認すること。

工事書類は図面や写真などを含むことから基本的に大容量(1ファイルの容量は、最大10MBを目安とする。)となるため、情報共有システムの利用にあたっては高速通信回線が必要となる。特に、ファイルをアップロードする場合の回線速度(上り回線の速度が5Mbps)を確認すること。

(2) 対応OSの確認

監督員は、利用する情報共有システムにおいて推奨されるオペレーティングシステム (Windowsなど) の種類及びバージョンなどを確認し、受発注者の環境で利用できるか事前に確認すること。

(3) 対応パソコンの確認

監督員は、利用する情報共有システムにおいて推奨されるCPU、ハードディスク容量、メモリ容量、ディスプレイ解像度などを確認し、受発注者の環境で利用できるか事前に確認すること。

(4) 対応WEBブラウザの確認

監督員は、利用する情報共有システムにおいて推奨されるWEBブラウザ (Internet E xplorerやFirefoxなど) 及び発注者のセキュリティポリシーを確認し、受発注者の環境で利用できるか確認すること。

3 情報共有システム利用者

情報共有システムの利用者は当該工事の受発注者とし、受注者においては「現場代理人」、「監理(主任)技術者」、発注者においては「総括監督員」、「主任監督員」とする。 ただし、これにより難い場合は、協議により決定できるものとする。

4 情報共有システム利用上の留意点

ID・パスワードが第3者に渡ると、工事帳票の漏洩や改ざんなどの恐れがあるため、利用者は、ID・パスワードの管理を徹底すること。

(工事帳票)

第3 情報共有システムで交換・共有する工事帳票は、表1を基本とする。

なお、表1以外の工事帳票についても、協議により交換・共有できるものとする。

表 1

1	工事打合簿	5	工事事故速報
2	材料確認書	6	工事履行報告書
3	段階確認書	7	休日及び夜間作業届
4	現地調査・立会書	8	その他協議書類

2 電子署名・電子押印

情報共有システムで処理を行う工事帳票における電子署名・電子押印については、紙への署名・押印と同等の処理ができることから、「書面」として認めるものとする。

ただし、紙と同等の原本性を担保するため、施工中においては、工事帳票の変更履歴を記録し、工事完成後において紙出力しても受発注者の署名・押印と同等の処理がされていること。

3 成果品

電子成果品の仕様等は、「工事完成図書の電子納品等の試行に係る運用マニュアル(平成25年9月25日)」によるものとする。

(情報共有システム内のデータ)

第4 完成検査の終了後、受発注者は情報共有システム内の電子データを出力し、又は、 データを保管し、作業終了後、速やかに情報共有システム内の電子データを削除するも のとする。

発注者は、情報共有システム内の電子データが削除されたことを情報共有システム提供者へ確認すること。

(セキュリティ対策)

- 第5 情報共有システムの使用に必要となる I D・パスワードについては、利用者のみが 知り得るものとし、それ以外の第三者へ漏洩しないよう管理を徹底すること。
- 2 情報共有システムを使用する端末のウィルス感染を防ぐため、ウィルス対策を行って いる端末を使用すること。
- 3 共有データのウィルス感染が発覚した場合は、速やかに連絡し受発注者間で対策を行 うこと。

(アンケート)

第6 受注者は、工事完了後速やかにアンケート調査に協力するものとする。

(その他)

第7 このマニュアル及び試行要領に記載のない事項については、発注者と受注者が協議 の上、決定するものとする。

附則

このマニュアルは、平成29年8月18日から施行する。 附 則

このマニュアルは、平成30年10月1日から施行する。 附 則

このマニュアルは、令和3年5月1日から施行する。